

○新潟県中東福祉事務組合職員の給料の調整額並びに特殊勤務手当に関する規則

昭和 62 年 1 月 20 日組合規則第 9 号

改正

昭和 63 年 4 月 1 日組合規則第 2 号
平成 7 年 3 月 30 日組合規則第 1 号
平成 11 年 4 月 1 日組合規則第 2 号
平成 11 年 6 月 1 日組合規則第 3 号
平成 12 年 3 月 31 日組合規則第 7 号
平成 13 年 3 月 31 日組合規則第 3 号
平成 14 年 3 月 31 日組合規則第 2 号
平成 18 年 1 月 1 日組合規則第 8 号
平成 24 年 5 月 2 日組合規則第 3 号
平成 28 年 3 月 16 日組合規則第 1 号

(目的)

第 1 条 この規則は、新潟県中東福祉事務組合職員の給料に関する条例（昭和 61 年組合条例第 6 号）第 3 条並びに準用条例第 11 条第 1 項の施行に関し必要な事項について定めることを目的とする。

(給料の調整額)

第 2 条 条例第 3 条の規定による給料の調整を行う職員は、別表 1 に定める職員とし、給料の調整額は、別表 1 に掲げる調整基本額にそのものに係る別表 1 の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。

(特殊勤務手当)

第 3 条 準用条例第 11 条第 1 項の規定する特殊勤務手当の種類、支給職員の範囲及び支給額は、別表 2 のとおりとする。

2 特殊勤務手当を受ける職員が休暇若しくは欠勤等によつて 1 か月において 5 日以上勤務をしないときは、その月分は、日割によつて計算し、全く勤務しないときは、その全額を支給しない。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和 61 年 9 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 63 年 4 月 1 日組合規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 7 年 3 月 30 日組合規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 11 年 4 月 1 日組合規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 11 年 6 月 1 日組合規則第 3 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 12 年 3 月 31 日組合規則第 7 号）

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13 年 3 月 31 日組合規則第 3 号）

この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 3 月 31 日組合規則第 2 号）

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 1 月 1 日組合規則第 8 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年 5 月 2 日組合規則第 3 号）

この規則は、公布の日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 28 年 3 月 16 日組合規則第 1 号）

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

給料の調整を行う職員 （管理職手当を支給する職員は除く）	級	調整基本額 （円）	調整数	支給額（円）
支援にかかわる職員 看護職員	1 級	5, 3 6 0	3	基本額に調整数を乗じた額
	2 級	6, 9 6 0	但し、 看護職員は	
	3 級	8, 4 0 0		
	4 級	8, 9 6 0	2	

別表 2

種類	支給職員の範囲（管理職手当を支給する職員を除く）	手当の額
夜間特殊業務手当	利用者の支援に直接係わる職員	正規の勤務時間が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間で 3 時間以上含む場合 1 回 3.300 円